

第18回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：令和元年5月14日（火）
2. 場所：合同庁舎4号館4階共用443会議室

○司会 お待たせいたしました。それでは、第18回「行政手続部会」の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の谷輪と、間もなく参ります、石崎が行います。それでは、お願いいたします。

○谷輪参事官 本日の行政手続部会ですけれども、議事次第にありますように、議題が2つありまして、1つ目が全国銀行協会からのヒアリング、2つ目が関係省庁からのヒアリングということで、厚生労働省から「営業の許可・認可に係る手続」に関するヒアリングを実施いたしました。

まず1点目の全銀協からのヒアリングでございます。資料1-1の1ページから参りますが、私ども規制改革推進室もオブザーバーということで参加していたのですが、「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」というものを昨年1年間かけて全銀協さんのほうで実施しておりまして、一旦、3月で調査レポートが取りまとまりましたので、それを御紹介いただいた次第でございます。

2ページから参りますけれども、税・公金ということで、国税、地方税や保険料等々に関しまして銀行を経由して行政機関が徴収しているわけですが、そういうものの支払の効率化を勉強しているわけでございます。

右側に参りますと、納付者の実態ということで書いてありますけれども、個人や個人事業主が公金納付のために電子納付というのは32%にとどまっていると。その下のポツですけれども、法人の納付に当たっては電子的納付というのは15%にとどまっている。必ずしも高くない比率だという状況でございます。

4ページに参りますが、電子納付の普及が進んでいない要因として、納付方法に対する理解不足があるとか、操作・手続が煩雑であるというような声があるということ、勉強会を通じて把握していったということです。

一方、紙の非効率が残っている要因として、業務フローが、収納機関があつて、金融機関があつてということで、フローになっているもので、銀行だけでは片付かない問題であるということで、単独では効率化が難しいという課題が明らかになっております。

表の右側に参りますと、対策ということで、一つがそういう電子納付の方法がありますよということで、暮らしのデジタル化ガイドというものを全銀協さんのほうで取りまとめたということで、そういうものの活用を促していこうという話が短期というか、これはもうガイドができ上がっておりますので、周知しているということでした。

その下、中期ということで3つほど課題が上がっておりまして、(2)電子納付の利便性向上・選択肢の拡大で、マイナポータルの活用や、地方税に関する取組なのですけれども、地方税共通納税システムというものが本年度から稼働しますので、その活用。

(3) 手続の効率化・迅速化ということで、口座振替手続の見直し。左側に書いてありますけれども、口座振替を依頼するときに書面に捺印が必要だということで、その登録が面倒だという声があるようでございまして、そういう手続を見直していこうという課題。

(4) 関係機関横断の業務フローの見直しということで、納付書が地方団体によって書式が違うというので書式の統一、また、バーコードやQRコードを活用して、書面で納付書自体は残るとしてもその先をデジタル化していこうという取組等々について、対策として整理しているというものでございます。

5 ページ、これは全銀協さんのほうのお話なのですけれども、今年度も引き続いて勉強会を続けて、先ほどの紹介したような課題について掘り下げていきたいと思っているという御紹介がありました。

その後、しばらく調査レポートの本体が続いておりますが、御説明は省略させていただきます。

続きまして、議題2ということで、資料2-2から参りますが、これも毎度申し上げておりますが、今、行政手続部会で行政手続コストの2割削減ということで、各省ごとにコストを削減するための基本計画をつくってもらって、それを手続部会でレビューしているという流れでございます。本日に関しては、営業の許可・認可に関する厚生労働省さんの手続ということで、医療法や職業安定法・労働者派遣法、児童福祉法、介護保険法・老人福祉法に関する手続に関してヒアリングを実施したものでございます。

かいつまんで申し上げますと、3 ページでは、医療法関係の手続で、作業時間をそれぞれ計測してもらっているのですが、2017年度、2018年度でコストが減っているものもあれば増えているものもあるということで、こういう理由についてどう分析しているのですかという論点でございます。

回答を見ていただきますと、(13) (14) (15) とかがエックス線装置の関係の手続なのですけれども、これは大きな病院の移転があって、その要因で、たまたまこの年にはね上がってしまったという要因があったという説明でございました。対して、部会の議論では、個別にそういう要因をきちんと分析して対策を講じていくべきではないかという意見があったりしました。

続きまして、5 ページでは、職業安定法・労働者派遣法で、ここも時間が増えてしまっているものもあるけれども、どういう要因で増えているのですかという論点がありました。

7 ページでは、職業安定法・労働者派遣法に関して、例えば届出などでオンラインや郵送でも行うことができるのですけれども、実際にオンラインや郵送でどの程度行われているのですかという論点でございます。8 ページをごらんいただきますと、オンラインでの申請は0%ですと。郵送による申請というのも1%とか19%とか10%などでございます。

ここは目標で20%となっておりまして、なかなかそこに達していないということで、オンラインの使い勝手のよさとか、郵送でもできる旨をきちんと周知していくべきだという御意見が委員からありました。

続きまして、10ページで、児童福祉法などでも、この辺も新しい例の幼児無償化の成立などがありまして、新たな事務フローの構築中で、そういう中で取り組んでまいりたいという説明がありました。

12ページでは、介護保険法・老人福祉法で、これは先に14ページをごらんいただきますと、割と行政手続コスト、作業時間が減っているものが幾つかあるのですが、12ページに戻っていただいて、回答の⑬をごらんいただきますと、省令改正で「申請者又は開設者の定款、寄附行為等」「事業所の管理者の経歴」「役員の氏名、生年月日及び住所」「当該申請に係る事業に係る資産の状況」等の添付書類の提出を不要とするような改正を行った効果で作業時間が減ったのではないかという説明がありました。

駆け足になりましたが、私からは以上です。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。御質問のある方は、お名前と御所属を言っていただいてから、御質問をお願いいたします。

○記者 日本金融通信社のヤマモトと申します。

全銀協さんのほうなのですけれども、そもそもこの行政手続部会としてゴールについてなのですが、この勉強会の話で今日ヒアリングがあって、例年だと6月に規制改革会議として答申をまとめて、そこに向けてヒアリングをしたという理解でよろしいのですか。

○谷輪参事官 そもそも行政手続部会で、御指摘のように例年では6月ごろ、答申を取りまとめて、それに向けて今ヒアリングとかを実施している中で、まさにその中の一つとして今回は全銀協さんですね。言ってみれば、民間側でこういう取組がありますということをお伺いしたということです。

○記者 追加で、全銀協のレポートの中で、いろいろな課題があってなかなか進まない現状があると思うのですけれども、政府と地公体あるいは総務省とかになるかもしれませんが、あとは民間の側で話す枠組みというのは、この全銀協が事務局になっている勉強会しか今のところはないのですか。それと今回の行政手続部会というのものもあるのかもしれませんが、何か解決策に向かって。

○谷輪参事官 まさにこの取組が、タイトルにあるように税・公金収納の支払の効率化ということで関係者が集まっているということだと思うのですけれども、それぞれ課題に着眼した集まりというのは公式、非公式なものも含めればいろいろとあるとは思いますが。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

特にないようでしたら、第18回行政手続部会記者会見を終了いたします。

ありがとうございました。